

令和3年 第3回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年3月25日(木)

開会（午後1時28分）

辰野事務局長

只今から、令和3年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

先月、農業者年金制度の講習会が行われました。そして、早々に平田委員と嶋崎委員による農業者の方への働きかけがありました。ありがとうございます。

農業委員の現委員14名のうち、13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。

また、本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を、先週の15日に荒谷委員、伊藤委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

3月も末となりまして、農作業が始まる頃となりました。依然として新型コロナウイルスの影響のため、いろんな活動等が滞っています。首都圏の規制解除が行われ、リバウンドが懸念されます。予防接種が始まりましたが、我々一般の市民がいつ接種できるのでしょうか。そのような中、オリンピック聖火リレーが始まりました。一番の願いは新型コロナウイルスの終息です。どうか皆さん、注視して慎重に行動なさってください。

議事録署名員の指名

議長（中村会長） それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。
13番 嶋崎委員、14番 平野委員を指名します

議案第9号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長） 議案第9号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島） はい、議案書の1ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。

今月の申請は利用権の新規設定が1件で1,070㎡の集積計画案です。

以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議案第9号 農用地利用集積計画(案)について適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長） 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、荒谷委員から報告をお願いします。

荒谷委員 報告させていただきます。去る3月15日に、私と伊藤委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> | <p>位置図の資料 1 は、1 ページから 8 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は雨水を道路側溝に流し、生活排水は農業集落排水に接続する計画です。</p> <p>2 番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水を道路側溝に流し、生活排水は下水道に接続する計画です。</p> <p>3 番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は道路側溝に流し、生活排水は浄化槽で処理する計画です。</p> <p>4 番は雨水を南側の排水路に流す計画です。</p> <p>5 番、6 番は雨水を道路側溝に流し、生活排水は下水道に接続する計画です。また、5 番は始末書が提出されております。</p> <p>7 番は雨水を南側の水路に流す計画です。</p> <p>8 番は雨水を道路側溝に流す計画です。また、始末書が提出されております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。議案書は 3 ページから 4 ページ、資料 1 の位置図は、1 ページから 8 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 466 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人が結婚を機に、妻の実家に近い申請地を購入して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>2 番は [REDACTED] にあり、田、面積 740 m²、転用目的はアパート建設です。譲受人は不動産業を営んでおり事業拡大</p> |
|-----------------------------|--|

を図るため、申請地を購入して16世帯が入居するアパートを建設するものです。申請地は第1種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■■にあり、田、面積297㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人が結婚を機に、妻の実家に近い申請地を義理の兄弟から使用貸借して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

4番は■■■■■にあり、田、面積142㎡、転用目的は資材置場です。譲受人は土木工事業を営んでおり、申請地に隣接する資材置場、青色の個所が手狭になったため、譲渡人からの贈与を受け、申請地に資材置場を建設するものです。譲渡人と譲受人である法人の代表者とは、親戚関係にあります。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、既存施設面積508㎡の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

5番は■■■■■にあり、畑、面積56㎡、転用目的は自己住宅建設です。借受人はアパートに住んでおり手狭になったため、親の住宅に隣接している申請地を親から使用貸借して、自己住宅を建設するものです。この度、登記を調べたところ3筆の内農地が1筆存在していることが分ったもので、既に建築中であることから、始末書が提出されています。申請地は第1種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は■■■■■にあり、畑、面積214㎡、転用目的は

自己住宅建設です。譲受人は、アパートに住んでおり手狭になったため、友人が近くに住んでいる申請地を購入して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

7番は [REDACTED] にあり、畑、面積 583 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は飲食業を営んでおり、不足している来客用の駐車場5台分を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 2,030 m²の 1/2 以内の拡張であるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

8番は [REDACTED] にあり、田、面積 462 m²、転用目的は農業用倉庫建設です。譲受人は農業を営んでおり、経営規模拡大のため、申請地を購入して、パイプハウスがある場所に新たに農業用倉庫を建設するものです。また申請地には既存の農作業所があり、そのまま使用するものです。既存の農作業所は、譲渡人の亡き祖父が昭和 52 年に建てたもので、譲渡人から始末書が提出されております。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

説明は以上です。

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

5番と8番についてですが、始末書が出ているということですが、追認案件というのは、以前に許可が出ているということですか。

議長（中村会長）
田端委員

| | |
|----------|---------------------------------|
| 事務局（幸松） | 追認案件とは以前に許可が出ているのではなく、既に転用 |
| 田端委員 | されているということで、やむ負えず許可をすることです。 |
| 事務局（幸松） | では、農地を転用する時は無許可ということですね。 |
| 議長（中村会長） | そうなります。 |
| | ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これ |
| | より採決に入ります。 |
| | 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| | 適切と思われる方は挙手をお願いします。 |
| | （挙手全員） |
| 議長（中村会長） | 全会一致により、適切と認めます。 |

議案第 11 号 非農地証明願について

| | |
|----------|---|
| 議長（中村会長） | 次に、議案第 11 号 非農地証明願について、事前に現地 |
| | 確認調査を行っていますので、荒谷委員から報告をお願いします |
| | ます。 |
| 荒谷委員 | それでは、報告します。位置図の資料 1 は、9 ページを併 |
| | せてご覧ください。 |
| | 1 番の案件は、昭和 52 年に転用目的「アパート」で 4 条 |
| | 許可が下りており、現地も転用目的通りになっております。 |
| | 2 番と 3 番は「駐車場」になっております。 |
| | 以上 3 件とも「農地の状態ではない」と判断しました。報 |
| | 告は以上です。 |
| 議長（中村会長） | それでは、事務局から説明してください。 |
| 事務局（幸松） | 議案書は 5 ページから 6 ページ、資料 1 の位置図は 9 ペー |
| | ジを併せてご覧ください。1 番から 3 番は併せて申請があっ |
| | たもので、この度、申請人が父の相続登記にあたって、農地 |
| | であることが判明したものです。 |
| | 1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 431 m ² 、 |

| | |
|--|--|
| <p>議長（中村会長）</p> <p>田端委員</p> <p>事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> | <p>昭和 52 年に申請者の祖父が 4 条許可を受けて、アパートを建設しましたが、地目変更登記を怠っていました。当時の許可書を所有していれば、相続登記を経て地目変更登記ができますが、許可書を紛失しております。また事業者が亡くなっていることから、許可書の謄本が交付されません。このような状況の場合、石川県農地関係事務処理要領では非農地証明で処理するよう規定されております。農地の状態ではないと考えます。</p> <p>2 番は 1 番に隣接しており、田、面積 405 m²、昭和 52 年に申請者の祖父が駐車場を建設したもので、農地の状態ではないと考えます。</p> <p>3 番は 2 番のはす向かいにあり、田、面積 28 m²、昭和 56 年に申請者の祖父がマンションを建設した際に、申請地に駐車場を建設したもので、農地の状態ではないと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>2 番 3 番は 1 番と同様に許可を得て、地目変更を怠っていたのですか。</p> <p>許可を受けていません。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 11 号 非農地証明願について適切と思われる方は拳手をお願いします。</p> <p>（拳手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p> |
|--|--|

報告第3号 地籍調査による地目変更について

議長（中村会長）

次に、報告第3号 地籍調査による地目変更について、事務局から説明してください。

事務局（幸松）

説明させていただきます。まず地籍調査事業とは、市が事業主体となって、一筆ごとの土地について立会により境界を確認して、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の面積を測量し、登記を行うものであります。地籍調査事業には膨大な時間と費用を要します。加賀市の進捗率は13.8%であり、地元要望のある地区から実施している状況です。

議案書は7ページから8ページ、位置図の資料1は10ページから11ページ、各筆の明細については資料2の1ページを併せてご覧ください。

この度、加賀市長から令和2年度に■■■■■■■■■■で実施された地籍調査の結果、登記地目が農地であって、現況が農地に復元することが困難であると判断した土地について、非農地への地目変更の照会があったものです。

農地から非農地に変更になる土地は調査前42筆で、調査後は、分筆合筆があり41筆となっております。資料2の明細に記載してありますが、調査前42筆のうち過去に転用許可が下りているものが12筆あります。それらは、非農地へ地目変更登記を怠っていたものであります。

地籍調査事業により、農地から非農地に地目変更登記をする場合は、特例として転用許可書や非農地証明書は不要となっております。但し、悪質な違法転用がある場合は、農業委員会から農地転用許可申請の提出や農地の原状に回復するよう指導する場合があります。

主なものを説明しますので、位置図をご覧ください。

1番は畑から宅地に変更、2番は保育園の駐車場になって

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>議長（中村会長） 中野委員 事務局（幸松）</p> | <p>おり、畑から雑種地に変更するものです。3番、4番、5番、7番は畑から宅地に変更、6番は保育園の運動広場等になっており、畑から雑種地等に変更、8番は畑から雑種地に変更するものです。</p> <p>なお、中村会長、大家職務代理に確認頂き、異議がない旨を回答しております。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>この費用は誰が払うのですか。</p> <p>地籍調査の費用については、国が50%、県が25%、市は25%で、全ての費用が含まれています。地元負担はありません。</p> |
| <p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> | <p>全部登記変えをしなければならぬのですか。</p> <p>最終的に地図をすべて直し、登記簿の地目と面積も変更します。</p> |
| <p>大家委員</p> | <p>転用許可をもらって登記し忘れていたものも含まれていますね。</p> |
| <p>事務局（幸松） 大家委員</p> | <p>はい。</p> <p>保育園も登記し忘れていたようですが、市が登記をし忘れたということですか。</p> |
| <p>事務局（幸松）</p> | <p>はい。市が道路用等に農地の買収をした後、地目変更登記を替えないままということがあつたのです。</p> |
| <p>大家委員</p> | <p>転用許可を得てから、費用が掛かるから登記を怠つたのですね。</p> |
| <p>事務局（幸松）</p> | <p>転用許可を得てそれで終わったと思つた、地目変更を忘れている方がかなりいるということあつたのです。</p> |
| <p>大家委員</p> | <p>地籍調査が行われれば、個人で地目変更手続きせず、行政側にしてもらえます。しかし本来、自分で許可を取つたのだから、自分で地目変更をしなければいけません。転用許可</p> |

| | |
|----------|---|
| 議長（中村会長） | <p>後に地目変更をしたか追跡調査をしないと、このような案件は出て来続けると思います。許可が下りたら、その追跡調査を農業委員会で行い、また完了届が提出された時は地目変更が行われたか確認し、変更していない場合は指導をするべきだと思います。</p> <p>我々委員も自分の担当地域で転用案件等があった場合、注視していただき、何かあったら事務局へ連絡をするなどしてください。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、報告第3号 地籍調査による地目変更について終わります。</p> |
|----------|---|

報告第4号 1・1・1 運動の報告について

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | <p>次に、報告第4号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 平田委員 | <p>昨年の4月から私の担当地域で、父親のやっている農業と一緒に始めた若者がいます。その方に農業者年金加入の話をしていましたが、農作業が忙しく話が進みませんでした。先月、県農業会議の職員と私、そして事務局員で年金加入の話に伺い、その方は加入されました。</p> |
| 議長（中村会長） | <p>平田委員、ありがとうございました。農業者年金へ加入しそうな方がいましたら、委員の皆さん、働きかけをよろしくをお願いします。詳しい説明は、県農業会議から担当者が伺います。</p> |
| 田端委員 | <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>3月11日に石川県農業委員会女性協議会がありました。加納委員は女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加され、私はオンラインで視聴しました。</p> |
| 加納委員 | <p>石川県農業委員会女性協議会第15回定期総会に出席しま</p> |

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | <p>した。例年は東京で開催されますが、今回は金沢でオンライン会議に参加しました。</p> <p>他にありませんか。なければ、私からは報告します。3月15日、農業会議臨時総会と常設審議委員会が行われました。常設審議委員会では、5条が2件、一時転用が3件、全て許可相当ということで報告させていただきます。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p> |
|----------|--|

事務連絡

| | |
|--|---|
| <p>辰野事務局長</p> <p>事務局（瀬川）</p> <p>議長（中村会長）</p> | <p>資料3 当面の日程のみを説明</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明</p> <p>加入促進の報告</p> <p>農業委員会だよりについて</p> <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>なければ、以上をもちまして、令和3年第2回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
|--|---|

閉会（午後2時33分）